

台東区ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1. 台東区ふるさと納税制度について

(1)目的

台東区(以下「区」という。)に対してふるさと納税制度により寄附を行った区外在住者に対して、感謝の意を表するとともに、区の魅力発信、産業支援及び地域経済の活性化を図る。

(2)台東区ふるさと納税のコンセプト

江戸のこころと文化が息づく「江戸たいとう」の魅力発信

(3)返礼品協力事業者及び返礼品の募集について

区は、目的及びコンセプトを踏まえて、台東区ふるさと納税の返礼品を寄附者に提供する事業者を募集し、返礼品協力事業者及び返礼品を登録する。

(4)台東区ふるさと納税返礼品掲載のポータルサイトについて

区では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託している。

返礼品として決定した場合は、区が業務委託している事業者(以下、「中間事業者」という。)が、当該返礼品の画像、紹介文、事業者名等を「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」及び「ANAのふるさと納税」その他の区が契約をするふるさと納税ポータルサイト(各ポータルサイトのパートナーサイトを含む。)に掲載する。

(5)申請受付から返礼品掲載までの流れ

①申請受付から登録までの流れ

i	申請書類提出
ii	区の審査
iii	総務省の審査（※）
iv	審査結果の通知及び登録の完了

※区の審査後に直近の総務省の審査に付するため、登録までに相当の期間を要する。

②登録から返礼品掲載までの流れ

i 中間事業者との契約
ii ポータルサイト掲載用画像・テキストデータの提出
iii 掲載ページの作成
iv 掲載ページの確認
V ポータルサイト掲載開始（※）

※登録から掲載までには標準的に1か月程度の期間を要する。

2. 返礼品協力事業者及び返礼品の登録について

(1) 返礼品協力事業者の要件について

返礼品協力事業者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ①各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ②原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体及び個人事業主であること。
- ③税の滞納がないこと。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- ⑤破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始又は特別清算開始の申し立てをしていないこと。
- ⑥台東区暴力団排除条例(平成23年12月19日条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- ⑦原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、中間事業者が提供するシステム(以下「システム」という。)を利用した受注管理が可能であること。(利用方法のマニュアルは、中間事業者と契約後、別途、提供する。)
- ⑧システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講ずること。
- ⑨返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について中間事業者へ速やかに報告ができること。

(2) 返礼品の採用要件

返礼品は原則として以下の要件を全て満たすものとする。

- ①「台東区ふるさと納税」のコンセプトを踏まえ、区の魅力発信等に寄与するものであること。

- ②平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条の総務大臣が定める基準に該当すること。詳細別紙「【参考】「総務大臣による指定基準」(地方税法等関係条文抜粋)」参照。
- ③平成29年4月1日付総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」に記載された「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
- ・金銭類似性の高いもの(例:プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
 - ・資産性の高いもの(例:電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
 - ・価格が高額のもの
 - ・寄付額に対する返礼品の調達価格の割合が高いもの
- ※ ただし、上記例に該当する場合であっても、総務省の審査次第で、返礼品の登録が認められる場合がございます。ご希望の場合は台東区までご相談ください。
- ④食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、健康増進法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ⑤品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定もしくは数量限定で供給可能なものは取り扱うものとする。
- ⑥転売対策の措置が講じられていること。(例:返礼品への寄附者氏名や商品番号記載、役務提供に当たっての本人確認書類の提示依頼等)
- ⑦返礼品が飲食物の場合は、寄附者に到着後一定期間の消費期限もしくは賞味期限を有しているものであること。
- ⑧宿泊及び役務の提供については、利用にあたっての予約方法が確立しており、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、利用券等の発送完了後、一定期間利用可能なものであること。ただし、日時指定のものはこの限りでない。
- ⑨イベント等への参加権利については、確実に権利を履行できる体制を整えること。また、イベント中止時の寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議すること。
- ⑩医療行為及びそれに類する役務の提供、エステ及びそれに類する役務の提供並びにマッサージ及びそれに類する役務の提供に該当しないこと。
- ⑪返礼品に寄附申込期日を設定する場合は、ポータルサイトの掲載期間が十分に確保されること。(例:期間限定の返礼品やイベント等への参加権利の返礼品等)

(3) 返礼品の提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格は、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用
その他事務経費が含まれる。

寄附金額は、地方税法に基づき、返礼品の提供価格に3分の10を乗じた額(千円
未満切り上げ)を原則とし、区が定める。

(4) 返礼品の発送について

- ① 返礼品協力事業者は、寄附金の入金後、原則として、指定された返礼品を1か
月以内に寄附者が指定する送付先に送付すること。ただし、寄附者が受け取り
日を指定した場合及び返礼品が期間限定品である場合等の特別な事情を除く。
- ② 返礼品協力事業者は、原則として、配送状況を確認できる配送サービスを利用
すること。
- ③ 返礼品協力事業者は、区PRのためのリーフレット等の同梱依頼が区よりあった
際には、送料に変更がない範囲で協力すること。
- ④ 返礼品協力事業者は、返礼品の発送時に限り、送料に変更がない範囲で、自
社のチラシ等を同梱することができるものとする。なお、区PRのためのリーフレ
ット等の同梱依頼があった場合には区PRのためのリーフレット等を優先する。
- ⑤ 返礼品協力事業者は、発送責任者が不在又はやむを得ない事情につき従事で
きない場合であっても、速やかに発送できるよう体制を整えること。
- ⑥ 返礼品協力事業者は、速やかに発送できない事由が発生した場合には、速や
かに中間事業者に連絡すること。

(5) 費用負担について

- ① 区は、返礼品にかかる提供価格を負担する。支払方法は、返礼品協力事業者
からの発送月毎の請求に基づき、原則として発送月の翌月末までに返礼品協
力事業者が指定する口座に中間事業者から振り込むものとする。
- ② 返礼品協力事業者の責めに帰すべき事由による必要経費等(例:返礼品の誤
発送や返礼品の品質問題等による返礼品の回収及び再発送、代替品等による
補償及び交換等に要する返礼品・送料等)については、返礼品協力事業者の負
担とする。
- ③ 寄附者の過失により返礼品の再発送が必要となったときは、速やかに中間事業
者に報告し、返礼品協力事業者の責めに帰しないと区が認める場合、1回に限
り送料を区が負担する。
- ④ 配送業者の配送事故等については、配送業者との取り決めにより対応すること。
- ⑤ 上記②～④までに該当しない事由(天災等の不可抗力事由を含む。)により、返
礼品を提供することができない場合には、区と協議の上で対応すること。

費用負担(リスク分担表)

過失	リスク内容の例示	費用	区	返礼品協力事業者
返礼品協力事業者	返礼品の回収・再発送	返礼品	×	○
		送料等	×	○
寄附者	特別な事情による返礼品の回収・再発送	返礼品	×	○
		送料等	○ (1回のみ)	○
配送業者	配送事故、不達等	返礼品	×	配送業者との取り決めに よる
		送料等	×	
いずれも該当なし	天災等の不可抗力事由によるもの	返礼品	協議事項	
		送料等		

(6)その他

- ①返礼品協力事業者は、区もしくは中間事業者の求めに応じて、返礼品協力事業者及び返礼品に関する情報(製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等)を提供しなければならない。
- ②返礼品協力事業者は、返礼品協力事業者の登録期間内に限り、台東区ふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭や自社ホームページ等で PR することができる。
- ③区から提供する PR バナー等のリンク先は、区の指示に従うものとする。
- ④区は、返礼品協力事業者1者あたりの応募品目数について登録返礼品総数、返礼品協力事業者の登録数及び返礼品の提案内容を踏まえて制限を行う場合がある。

3. 応募について

(1)受付期間

随時受付

※閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、休日、12月29日から翌年1月3日まで)の場合は翌開庁日を受付日とする。

※区の審査後に直近の総務省の審査に付するため、登録までに相当の期間を要する。

(2) 提出書類

地場産品基準	提出書類
3号、3号ロ	①、②、③、④
7号、7号の2、7号の3イ	①、②、④

①【様式 1-1】返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書(Excel)

「Excel データ」及び「代表者印を押印した PDF データ(白黒不可)」を提出すること。

②【様式 1-2】返礼品提案書(Excel)

- ・返礼品1つにつき1シート作成すること。
- ・「食品・飲料」カテゴリーの商品は、【様式 1-2 別添】を作成し、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に基づく「特定原材料」や「特定原材料に準ずるもの」等を記載すること。

③地場産品基準第三号における証明書:製造元が作成する書類

(i) 返礼品が1つの場合

【証明書 1-1】地場産品基準第三号における証明書(1-1)

【別紙】ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表(1-1)

(ii) 返礼品が複数あり、製造元が同一である場合

【証明書 1-2】地場産品基準第三号における証明書(1-2)

【別紙】ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表(1-2)

※当該証明書は、製造元が異なる場合、それぞれの製造元が作成する必要がある。

④返礼品協力事業者概要、パンフレット等、返礼品協力事業者の活動内容が分かる資料

※返礼品協力事業者概要について、ホームページ等で確認ができる場合には、そのアドレスを提出時の電子メール本文に記載することで、提出を省略することができる。

(3) 提出方法

原則として、電子メールによる提出とする。

提出先:台東区ふるさと納税サポート室

E-mail: support@taito.furusato-lg.jp

件 名:「【事業者名】返礼品協力事業者申請書提出」

※件名の先頭に、事業者名を入れること。

(4)結果の通知について

区は、応募内容等から総合的に判断し、総務省の審査結果を踏まえて、審査結果を【様式5】台東区ふるさと納税返礼品協力事業者(承認・不承認)決定通知書及び【様式6】台東区ふるさと納税返礼品(承認・不承認)決定通知書により通知する。

4. 登録及び登録後の手続きについて

(1)登録について

区からの承認決定通知書の発送を以って、台東区ふるさと納税返礼品協力事業者及び返礼品として登録されたものとする。

(2)登録内容の変更及び廃止並びに返礼品の追加について

①返礼品協力事業者情報の変更及び廃止

返礼品協力事業者は、返礼品協力事業者の登録内容を変更もしくは廃止する場合は「【様式 2】事業者登録内容変更(廃止)届」に必要事項を記入して、速やかに下記提出先に提出すること。

※提出書類の確認や返礼品ページ等の変更には一定期間を要するため、原則として、事実が発生する1か月前までに提出すること。

②返礼品情報の変更及び廃止

返礼品協力事業者は、返礼品の変更もしくは廃止をする場合は、「【様式 3】返礼品登録内容変更(廃止)届」に必要事項を記入して、速やかに下記提出先に提出すること。

※提出書類の確認や返礼品ページ等の変更には一定期間を要するため、原則として、事実が発生する1か月前までに提出すること。

③区による返礼品協力事業者及び返礼品の停止及び廃止について

区は、返礼品協力事業者及び返礼品登録後、以下の事由に該当する場合、返礼品のポータルサイト掲載の停止、もしくは返礼品協力事業者及び返礼品の登録を廃止することがある。

- ・返礼品協力事業者の要件や返礼品の基準等を満たしていないことが判明した場合(総務省の基準変更により基準を満たさなくなった場合を含む)
- ・返礼品としての取り扱いに支障がある事由が生じた場合
- ・区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- ・上記事由に該当する疑義がある場合

なお、返礼品協力事業者の全ての返礼品の登録が廃止となったときは、返礼品協力事業者の登録について、原則として廃止するものとする。

④返礼品の追加

返礼品協力事業者は、返礼品を追加する場合、地場産品基準に応じて、書類（参照：3. 応募について（2）提出書類）を提出する必要がある。

新たな返礼品として、区及び総務省の審査が行われるため、掲載までには相当の期間を要する。（中間事業者との契約は不要）

提出先：台東区ふるさと納税サポート室

E-mail：support@taito.furusato-lg.jp

件 名：「【事業者名】〇〇〇〇提出」 ※件名の先頭に、事業者名を入れること。

（3）登録有効期限及び継続について

返礼品協力事業者としての登録有効期限は、承認日から令和8年9月末までとする。有効期限経過後も引き続き登録を希望する場合は、区の指定する期日までに「【様式 4】登録継続申請書」を提出すること。継続決定については、総務省の審査通過後に区から決定通知を送付するものとする。指定する期日までに申請がない場合については、有効期限の最終日をもって返礼品協力事業者及び返礼品の登録を廃止するものとする。

5. ポータルサイトへの掲載手続きについて

（1）中間事業者との契約及び了承事項について

①区が指定する下記の間接事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。
（中間事業者）

事業者名：シフトプラス株式会社

住所：宮崎県都城市宮丸町3070-1

代表名：代表取締役 中尾 裕也

②ポータルサイトへ返礼品情報を掲載するにあたって、以下の内容を了承すること。

- ・在庫状況により、一部ポータルサイトのみの掲載となる場合がある。
- ・各ポータルサイトが定める基準により、掲載までに一定期間を要する場合や、掲載ができない場合がある。

（2）画像・テキストデータの提供について

返礼品協力事業者は、中間事業者よりポータルサイト掲載のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合に速やかに提出すること。返礼品協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を使用する場合には、必ず使用の許諾を受けること。

(3) ページの確認について

返礼品協力事業者は公開前に各ポータルサイトに掲載する内容を全て確認すること。

なお、掲載サイトを限定する場合は中間事業者に事前に連絡の上調整すること。

6. その他留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の関係法令等を遵守すること。

(2) 返礼品協力事業者は、台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者に係る個人情報(個人情報が記載された資料を含む。)を、返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。返礼品協力事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後においても同様とする。また、寄附者に係る個人情報(個人情報が記載された資料を含む。)は、返礼品協力事業者の登録期間終了後、速やかに適正な手段により破棄すること。

(3) 返礼品の品質等に関する苦情や補償に関しては、返礼品協力事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、その内容については中間事業者を通じて速やかに区に報告すること。

(4) 台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務において、返礼品協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は責任を負わない。また、返礼品協力事業者が区又は第三者に損害を与えた場合、返礼品協力事業者はその損害を賠償しなければならない。さらに、損害を受けた第三者の求めに応じ、区が損害を賠償した場合、区は返礼品協力事業者に対して求償権を有するものとする。

(5) 返礼品協力事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、区は台東区ふるさと納税に関する広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。

(6) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第2条第3号の規定に基づき、返礼品として食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、区は必要に応じて当該者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができるものとする。

(7)適正な制度運用のために、区は必要に応じて全ての返礼品協力事業者(申請者含む。)に対し区が必要と認める書類の提出を求めること及び台東区ふるさと納税返礼品提供に係る業務等に関するヒアリング・調査(実地調査を含む。)を行うことができるものとする。

(8)本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区と協議の上解決するものとする。

7. 担当・問い合わせ先

「返礼品・返礼品協力事業者について」

台東区ふるさと納税サポート室(シフトプラス株式会社(中間事業者))

電話:050-5358-4175

E-mail:support@taito.furusato-lg.jp

「台東区ふるさと納税について」

台東区文化産業観光部産業振興課

電話:03-5246-1143